

食と地域の交流促進対策交付金実施要領

平成 23 年 4 月 1 日付け 22 農振第 2357 号
農林水産省農村振興局長通知

食と地域の交流促進対策交付金の実施については、食と地域の交流促進対策交付金実施要綱（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 農振第 2356 号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、同交付金のうち食と地域の交流促進対策推進交付金（要綱第 2 の 1 及び 2 の事業）は別記 1 に、及び食と地域の交流促進対策整備交付金（要綱第 2 の 3 の事業）は別記 2 によるものとする。

別記 1 食と地域の交流促進対策推進交付金（要綱第 2 の 1 及び 2 の事業）

第 1 事業実施の手続

1 交流促進計画の内容及び提出手続等

(1) 事業実施主体は、要綱第 3 の事業実施提案書の選定を受けてから 1 月以内に以下に定める様式により、要綱第 5 の 1 の交流促進計画を作成し、要綱第 3 の地方農政局長等（以下「地方農政局長等」という。）に提出するものとする。

ア 要綱第 2 の 1 の事業については、別紙様式第 1 号及び第 3 号とする。

イ 要綱第 2 の 2 の事業については、別紙様式第 2 号及び第 3 号とする。

(2) 事業実施主体は、(1)の提出を行う場合は、あらかじめ関係する団体等と調整を図るものとする。

(3) 地方農政局長等は、事業実施主体に対し、(2)の調整の結果について、必要に応じて提出を求めることができるものとする。

(4) 要綱第 5 の 3 の報告は、別紙様式第 4 号により行うものとする。

2 交流促進計画の変更

要綱第 5 の 4 の農村振興局長が別に定める重要な変更とは、次に掲げるものとする。

(1) 事業費の 3 割を超える増減

(2) 事業実施主体又は事業実施期間の変更

(3) 事業の廃止

3 年度別交流促進計画の提出について

(1) 要綱第 5 の 5 の(1)の農村振興局長が定める毎年度の実施手続は、次のとおりとする。

ア 年度別交流促進計画の提出は、別紙様式第 5 号及び第 6 号により行

うものとする。

イ また、年度別交流促進計画の作成に当たっては、交流促進計画の提出後における社会経済情勢の変化等を勘案し、当該交流促進計画について精査するとともに、その結果、事業内容、事業費等を変更する必要がある場合には、変更後の内容を記載するものとする。

(2) 要綱第5の5の(2)の報告は、別紙様式第7号により行うものとする。

4 交付金交付決定前の実施

(1) 交付対象事業の実施は、原則として、国からの交付金交付決定通知を受けて行うものとするが、当該年度において、やむを得ない事情により、交付金交付決定の前に実施する必要がある場合には、その理由を具体的に明記した食と地域の交流促進対策交付金交付決定前実施届（別紙様式第8号。以下「交付決定前実施届」という。）をあらかじめ事業実施主体から地方農政局長等に提出するものとする。

(2) (1)により交付決定前実施届の提出を受けた地方農政局長等は、交付金交付決定前に実施する必要性を検討のうえ、農村振興局長に交付決定前実施届を別紙様式第9号により提出するものとする。

第2 助成

1 助成対象経費

要綱第6の農村振興局長が別に定める経費は次のとおりとする。

区 分	経 費
1 賃金	臨時に雇用される事務補助員等の賃金
2 報償費	謝金
3 旅費	普通旅費及び特別旅費（委員等旅費、研修旅費及び日額旅費）
4 需用費	消耗品費、車輛燃料費、食糧費（茶菓子等）、印刷製本費等
5 役務費	通信運搬費、筆耕・翻訳費、広告料等
6 委託料	コンサルタント等の委託料
7 使用料及び賃借料	会場、貨客兼用自動車並びに事業用機械器具等の借料及び損料
8 備品購入費	施策の実施に最低限必要な事業用機械器具等の購入費
9 報酬	技術員手当（給料、職員手当（退職手当を除く））
10 共済費等	共済組合組合負担金、社会保険料、損害保険料

11 補償費	借地料等
12 資材等購入費	資材購入費、調査試験用資材費
13 機械賃料	作業機械、機材等賃料経費
14 研修手当	実践研修に要する経費の手当

2 助成の上限額

要綱第2の1の事業について本交付金の各年度の助成の額は、1事業実施主体当たり250万円を上限とする。

ただし、交流促進計画に基づく活動の実施により収益が生じ、かつ、この収益相当分を当該事業に要する経費から控除した額が250万円以下の場合、当該金額を助成の上限とする。

第3 完了報告

要綱第7による完了報告は、別紙様式第10号により、全ての事業が完了した年度の翌年度の5月末までに行うものとする。

第4 事業実施結果の評価

1 要綱第8の1による事業の評価については、次に定めるところにより行うものとする。

- (1) 交流促進計画に定められた目標の達成状況
- (2) 目標達成のための取組状況
- (3) 事業実績
- (4) その他必要な事項

2 事業の評価の報告は、別紙様式第11号及び第12号により、各年度の翌年度の5月末日までに行うものとする。

3 要綱第8の2の報告は、別紙様式第13号により速やかに行うものとする。

4 要綱第8の2による評価結果等の公表については、地方農政局等（事業実施主体の主たる事務所が北海道に所在する場合は農林水産省農村振興局、事業実施主体の主たる事務所が沖縄県に所在する場合は内閣府沖縄総合事務局、その他の場合にあつては地方農政局をいう。以下同じ。）のホームページ等において行うものとする。

5 要綱第8の3の第三者機関は、要綱第8の1に基づき報告された評価について、その評価及び検証を行い、別紙様式第14号及び第15号により地方農政局長等に報告するものとする。

第5 他事業との連携

要綱第 10 の農村振興局長が定める事業とは、次に掲げるものとする。

- 1 地域における男女共同参画促進総合支援経費のうち連携支援事業
- 2 地方独自の小学校の宿泊体験活動への取組に対する特別交付税措置
- 3 豊かな体験活動推進事業
- 4 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成 22 年法律第 67 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき認定された総合化事業計画
- 5 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金
- 6 地域新成長産業創出促進事業
- 7 社会貢献型事業への日本政策金融公庫による融資制度
- 8 集落活性化推進事業
- 9 観光地域づくりプラットフォーム支援事業
- 10 生物多様性の保全・活用による元気な地域づくり事業
- 11 その他都市農村交流等の促進に資する各府省の事業

第 6 事業の状況報告

地方農政局長等は、事業の遂行状況について農村振興局長から報告を求められたときは、速やかにその状況を報告しなければならない。

第 7 集落協定

要綱別表の 1 の農村振興局長が定める集落協定は、都市農村交流等を促進するため、集落が合意した交流促進計画及び以下の事項を定めた規約等とする。

- (1) 目的
- (2) 構成員、事務局、代表者及び代表権の範囲
- (3) 意思決定方法
- (4) 解散した場合の地位の承継者
- (5) 事務処理及び会計処理の方法
- (6) (1)から(5)までに掲げる事項のほか、運営に関して必要な事項

別記 2 食と地域の交流促進対策整備交付金（要綱第 2 の 3 の事業）

第 1 事業実施の手続等

- 1 交流促進計画の作成及び提出手続等
 - (1) 事業実施主体は、要綱第 3 の事業実施提案書の選定を受けてから 1 月以内に別紙様式第 16 号及び第 17 号により、要綱第 5 の 1 の交流促進計画を作成し、地方農政局長等に提出するものとする。

(2) 事業実施主体は、(1)の提出を行う場合は、あらかじめ関係する団体等と調整を図るものとする。

(3) 地方農政局長等は、事業実施主体に対し、(2)の調整の結果について、必要に応じて提出を求めることができるものとする。

(4) 要綱第5の3の報告は、別紙様式第18号により行うものとする。

2 交流促進計画の変更

要綱第5の4の農村振興局長が別に定める重要な変更とは、次に掲げるものとする。

(1) 事業費の3割を超える増減

(2) 事業実施主体又は事業実施期間の変更

(3) 事業の廃止

3 工事実施の手続

(1) 事業実施主体の長は、本事業に係る工事に着手するときは、速やかにその旨を別紙様式第19号により、地方農政局長等に届け出るものとする。

(2) 事業実施主体は、工事が完了したときは、速やかにその旨を別紙様式第20号により、地方農政局長等に届け出るものとする。

地方農政局長等は、本工事の竣工検査を実施し、不適正な事態がある場合は、手直し等の措置を指示し、交付対象事業の適正を期するものとする。

4 交付金交付決定前の実施

(1) 交付対象事業の実施は、原則として、国からの交付金交付決定通知を受けて行うものとするが、当該年度において、やむを得ない事情により、交付金交付決定の前に実施する必要がある場合には、その理由を具体的に明記した交付決定前実施届を別紙様式第21号によりあらかじめ事業実施主体から地方農政局長等に提出するものとする。

(2) (1)により提出を受けた地方農政局長等は、交付金交付決定前に実施する必要性を検討の上、農村振興局長に交付決定前実施届を別紙様式第22号により提出するものとする。

第2 助成

国は、毎年度の予算の範囲内において、本事業の実施に要する経費の2分の1以内とする。

第3 完了報告

要綱第7の規定による完了報告は、別紙様式第23号により、事業実施年度の翌年度の5月末までに行うものとする。

第4 事業実施結果の評価

- 1 要綱第8の1の評価については、次に定めるところにより行うものとする。
 - (1) 交流促進計画に定められた目標の達成状況
 - (2) 目標達成のための取組状況
 - (3) 施設ごとの実績・効果（施設等の利用計画の達成状況、収支決算状況等）
 - (4) その他必要な事項
- 2 事業の評価の報告は、別紙様式第24号及び第25号により、目標年度の翌年度の5月末日までに行うものとする。
- 3 要綱第8の2の報告は、別紙様式第26号により速やかに行うものとする。
- 4 要綱第8の2による評価結果等の公表については、地方農政局等のホームページ等において行うものとする。
- 5 要綱第8の3の第三者機関は、要綱第8の1に基づき報告された評価について、その評価及び検証を行い、別紙様式第27号及び第28号により地方農政局長等に報告するものとする。

第5 実施基準等について

要綱別表の3の農村振興局長が定める基準は、次に掲げるものとする。

- 1 一般基準
 - (1) 本事業は、交流促進計画に基づき、都市農地の保全や都市農業の振興を促進するために必要な事業を効率的に実施するものとする。
 - (2) 事業実施区域は、行政区域の全部又は一部について、都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項の規定により区域区分が定められている市町村等であること。
 - (3) 生産緑地法（昭和49年法律第68号）第3条第1項の規定に基づき指定された生産緑地地区の区域を対象とすることを基本とするが、生産緑地地区以外の地区においても、都市農地の保全及び都市農業の振興の促進を図る観点から、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成14年11月1日付け14農振第1452号農林水産省農村振興局長通知）を踏まえて、簡易な基盤整備等を行うことができるものとする。

ただし、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項に規定する農業振興地域（都市計画法第7条第3項に規定する市街化調整区域の部分を除く。）は事業対象にしないこととする。
 - (4) 市民農園等整備については、(2)及び(3)にかかわらず、行政区

域の全部又は一部について、同法第5条第1項又は第2項の規定による都市計画区域に指定されている市町村等の区域のうち、農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域以外の地区において事業を実施することができる。

- (5) 本事業の受益戸数は、3戸以上とする。
- (6) 生産緑地地区以外の区域で簡易な基盤整備、防災設備整備又は水辺環境整備を行う際は、農地所有者と事業実施主体等において、本事業による整備実施後8年以上の営農継続が確実であること。
- (7) 交付対象とする施設は、原則として耐用年数がおおむね5年以上のものとする。
- (8) 自力若しくは他の助成によって実施中の施設等又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とすることはできないものとする。
- (9) 本事業の事業費は、関係都道府県において使用されている単価及び歩掛かりを基準として、当該地域及び事業の実情に即した適正な現地実行価格により算定するものとし、施設の規模及び構造等はそれぞれの目的に合致したものでなければならない。
- (10) 本事業は、厳正かつ適確な実施を期するとともに、事業の目的が十分に達成されるよう完了後における経営管理に必要な措置を講じるものとする。

2 要綱別表の3の(1)については、次のとおりとする。

- (1) 防災兼用井戸の整備については、防災協力農地等の協定（災害時の避難場所、仮設住宅建設用地又は復旧用資材置場としての農地の活用に関するものに限る。）を地方公共団体、農業協同組合等と結んでいること。
- (2) 生産緑地地区以外の地区における市民農園等整備については、次の基準をすべて満たす場合に行うことができるものとする。

ア 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律（平成元年法律第58号）第3条第3項の特定農地貸付けの承認又は市民農園整備促進法（平成2年法律第44号）第7条第3項の市民農園の開設の認定を受けていること。

イ 開設主体が市民農園の用に供する農地について所有権を得ているもの又は賃借権の設定等（契約期間が8年以上のもので、正当な事由がない限り土地所有者が土地の返還を求めない旨定められているものに限る。）を受けていること。

ウ 市民農園等整備のうち交流加工体験施設については、市民農園整備促進法第2条第2項第2号の市民農園施設とは別に扱うものであり、既存の市民農園の活用又は市民農園開設の際の連携施設として市民農

園に隣接して整備するものであること。

第6 事業の状況報告

地方農政局長等は、事業の遂行状況について農村振興局長から報告を求められたときは、速やかにその状況を報告しなければならない。

事業計画開始年度	年度
目 標 年 度	年度

食と地域の交流促進対策交付金交流促進計画
(食と地域の交流促進集落活性化対策)

- (1) 子ども交流推進(子ども農山漁村交流プロジェクト)
- (2) 観光と連携した都市農村交流推進(グリーン・ツーリズム)
- (3) 定住促進
- (4) 都市人材の活用推進(田舎で働き隊)
- (5) 農村環境の活用推進
- (6) 集落型産地振興
- (7) 都市農業の振興
- (8) 医療・介護の場としての活用推進
- (9) 生活条件確保
- (10) 地域提案型活動

※ 該当するメニューに○を付してください。複数のメニューを行うときは、主たるメニューに◎を、従たるメニューに○を付してください。
ただし、「(4)都市人材の活用推進(田舎で働き隊)」については、単独メニューでの申請に限ります。

事業実施主体名 _____

所在地(都道府県・市町村) _____

1. 事業実施主体

事業主体(団体)名		所在地(都道府県・市町村)		地区の範囲(集落数)	
代表者氏名		代表者住所及び連絡先			
		〒 TEL Fax E-mail			
事務局(個人又は団体)		事務局所在地及び連絡先			
		〒 TEL Fax E-mail			
構成員となる個人及び団体	法人形態等	主な活動	所在地 (市区町村)	設立年	構成員数 (従業員数)

注1 事業主体(団体名)及び所在地(都道府県・市町村)は、ふりがなをつけてください。

注2 法人形態等には、地域住民団体、農林漁家団体、NPO、株式会社、個人(農業従事)、農業協同組合、行政機関等の所属の別を記入してください。

注3 構成員が個人の場合は、設立年、構成員数(従業員数)を記入する必要はありません。

注4 地区の範囲は、「単一集落」、「複数集落」、「校区」、「市町村域」及び「市町村を越える範囲」から選択して記載してください。

2. 事業実施体制図 (実質的に事業を統括する運営責任者(プロジェクトマネージャー)を必ず示すこと)
(※ 参考として運営責任者の経歴や実績の分かる資料を添付してください。)

3. 地区の現状と課題と将来の姿

地区の現状と課題	
地区の将来像	

注1 「地区の現状と課題」の欄には、地域の農業動向、地区内の主要施設の整備状況、地域資源の概要、関連事業の実施状況、過去の主な活動実績等を踏まえて記載してください。

注2 「地区の将来像」の欄には、「現状と課題」の欄に記した内容を踏まえ、目指すべく地区の将来像を記載してください。

4. 事業計画(取組の内容)

取組項目	
キャッチフレーズ	
本交付金の内容	
目 標 (定量的指標数値)	
その他	

注1 「取組項目」の欄には「1. 取組メニュー」から該当するメニューを選択して記載してください(複数選択可)。

注2 キャッチフレーズについては、取組を具現化するとともに、わかりやすく、取組がイメージできるように記載してください。

注3 「本交付金の内容」の欄には、全体及び各年度の事業の内容がわかるように記載してください。また、目標の達成にどのように寄与するのかがわかるように記載してください。なお、各府省の事業と連携して取り組む場合は、その内容についても記載してください。

注4 「目標」の欄には、現在、1年目、2年目及び3年目(事業目標年度)の目標を定量的数値で記載するとともに、目標の考え方を記載してください。ただし、都市人材の活用推進(田舎で働き隊)は、2年目が事業目標年度となります。

5. 年度別事業計画とその経費の内訳(※積算資料を添付して下さい。)

1年目(平成○年度)の取組内容と主な経費					単位:千円
取組内容	総事業費	本交付金	他の補助金等	自己資金	備考
	①=②+③+④	②	③	④	
合計					
2年目(平成○年度)の取組内容と主な経費					単位:千円
取組内容	総事業費	本交付金	他の補助金等	自己資金	備考
	①=②+③+④	②	③	④	
合計					
3年目(平成○年度)以降の持続的取組について					

注1 取組内容は、「体制整備」、「集落調査・分析」、「実践活動」、「人材の育成・確保」、「普及活動」等のように適宜分類して記載してください。また、「4. 本交付金の内容」と整合を図ってください。

注2 「3年目(平成○年度)以降の持続取組について」は、取組の体制、取組内容、事業財源の確保等について、具体的に記載してください。

注3 都市人材の活用推進(田舎で働き隊)は2年目(平成○年度)から持続的取組になります。

6. 連携している事業又は連携を予定している各府省の事業

該当する事業に○を付してください。また、当該内容が分かる資料を添付してください。

- (1) 地域における男女共同参画促進総合支援経費のうち連携支援事業
- (2) 地方独自の小学校の宿泊体験活動への取組に対する特別交付税措置
- (3) 豊かな体験活動推進事業
- (4) 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(平成22年法律第67号)第5条の規定に基づき認定された総合化事業計画
- (5) 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金
- (6) 地域新成長産業創出促進事業
- (7) 社会貢献型事業への日本政策金融公庫による融資制度
- (8) 集落活性化推進事業
- (9) 観光地域づくりプラットフォーム支援事業
- (10) 生物多様性の保全・活用による元気な地域づくり事業
- (11) その他都市農村交流等の促進に資する各府省の事業

食と地域の交流促進対策交付金交流促進計画
(食と地域の交流促進支援対策)

事業実施主体名

1. 事業実施主体

事業主体(団体)名	所在地(都道府県・市町村)				
代表者氏名	代表者住所及び連絡先				
	〒				
	TEL		Fax		
	E-mail				
事務局	事務局所在地及び連絡先				
	〒				
	TEL		Fax		
	E-mail				
以下は、協議会を構成する場合に記載してください。					
協議会を組成する場合 構成員となる個人及び団体	法人形態等	主な活動	所在地 (市区町村)	設立年	構成員数 (従業員数)

注1 事業主体(団体名)及び所在地(都道府県・市町村)は、ふりがなをつけてください。

注2 法人形態等には、地域住民団体、農林漁家団体、NPO、株式会社、個人(農業従事)、農業協同組合、行政機関等の所属の別を記入してください。

注3 構成員が個人の場合は、設立年、構成員数(従業員数)を記入する必要はありません。

2. 事業実施体制図 (運営責任者(プロジェクトマネージャー)を必ず記載すること)
(※ 参考として運営責任者の経歴や実績の分かる資料を添付してください。)

3. 調査研究対象の現状と課題

調査研究対象の事業メニュー	
調査研究対象の現状と課題	

注 「調査研究対象の事業メニュー」の欄には取組メニューから該当するメニューを選択して記載してください。

4. 事業計画(取組の内容)

取組内容	
目 標	
期待される効果	
その他	

5. 経費の内訳(※積算資料を添付して下さい。)

取組内容と主な経費					単位:千円
取組内容	総事業費	本交付金	他の補助金等	自己資金	備考
	①=②+③+④	②	③	④	

別紙様式第3号

番
年 月 号
日

地方農政局長等 殿

事業実施主体名
代表者名 印

平成〇〇年度食と地域の交流促進対策交付金の交流促進計画の承認(変更)申請について

食と地域の交流促進対策交付金実施要綱(平成23年4月1日付け22農振第2356号農林水産事務次官依命通知)第5の1の規定に基づき、関係書類を添えて提出します。

別紙様式第4号

番
年 月 号
日

農村振興局長 殿

地方農政局長等

平成〇〇年度食と地域の交流促進対策交付金の交流促進計画(変更)の報告について

食と地域の交流促進対策交付金実施要綱(平成23年4月1日付け22農振第2356号農林水産事務次官依命通知)第5の3の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

別紙様式第5号

取組メニュー	事業実施期間	目標年度	事業実施主体	事業実施内容	交付額 (円)
				平成〇〇年度(実績)	(交付実績額)
				平成〇〇年度(計画)	(交付予定額)

別紙様式第7号

番
年 月 号
日

農村振興局長 殿

地方農政局長等

平成〇〇年度食と地域の交流促進対策交付金の年度別交流促進計画の報告について

食と地域の交流促進対策交付金実施要綱(平成23年4月1日付け22農振第2356号農林水産事務次官依命通知)第5の5の(2)の規定に基づき、別添のとおり報告します。

番
年 月 号
日

地方農政局長等 殿

事業実施主体名
代表者名

印

平成〇〇年度食と地域の交流促進対策交付金交付決定前実施届

食と地域の交流促進対策交付金実施要領(平成23年4月1日付け22農振第2357号農林水産省農村振興局長通知)別記1の第1の4の(1)の規定に基づき、別記条件を了承の上、下記のとおり交付決定前に実施したいので、届出します。

- 1 事業メニュー
- 2 事業費
- 3 事業実施主体
- 4 着手予定年月日
- 5 完了予定年月日
- 6 交付決定前に実施する必要の理由

別記条件

- 1 交付金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとする。
- 2 交付金交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議ないこと。

別紙様式第9号

番 年 月 号 日

農村振興局長 殿

地方農政局長等

平成〇〇年度食と地域の交流促進対策交付金交付決定前実施届の提出について

食と地域の交流促進対策交付金実施要領(平成23年4月1日付け22農振第2357号農林水産省農村振興局長通知)別記1の第1の4の(2)の規定に基づき、関係書類を添えて提出します。

番 年 月 号 日

地方農政局長等 殿

事業実施主体名
代表者名 印

平成〇〇年度食と地域の交流促進対策交付金完了報告書

食と地域の交流促進対策交付金実施要綱(平成23年4月1日付け22農振第2356号農林水産事務次官依命通知)第7の規定に基づき、報告します。

事業実施概要

事業名	事業実施期間	事業実施内容	交付額
	〇〇年度～ 〇〇年度		

別紙様式第12号

番
年 月 号
日

地方農政局長等 殿

事業実施主体名
代表者名 印

平成〇〇年度食と地域の交流促進対策交付金の事業実施の評価の報告について

食と地域の交流促進対策交付金実施要綱(平成23年4月1日付け22農振第2356号農林水産事務次官依命通知)第8の1の規定に基づき、関係書類を添えて提出します。

別紙様式第13号

番
年 月 日

農村振興局長 殿

地方農政局長等

平成〇〇年度食と地域の交流促進対策交付金の事業実施の評価の報告について

食と地域の交流促進対策交付金実施要綱(平成23年4月1日付け22農振第2356号農林水産事務次官依命通知)第8の2の規定に基づき、関係書類を添付して報告します。

別紙様式第15号

番
年 月 号
日

地方農政局長等 殿

食と地域の交流促進対策交付金評価委員会
代表者名

印

平成〇〇年度食と地域の交流促進対策交付金の事業実施の評価の報告について

食と地域の交流促進対策交付金実施要綱(平成23年4月1日付け22農振第2356号農林水産事務次官依命通知)第8の3の規定に基づき、関係書類を添えて提出します。

事業計画開始年度	年度
目 標 年 度	年度

食と地域の交流促進対策交付金交流促進(変更)計画
(都市農業振興整備対策)

事業実施主体名 _____

所在地(都道府県・市町村) _____

1. 事業実施主体

事業主体(団体)名		所在地(都道府県・市町村)			
代表者氏名		代表者住所及び連絡先			
		〒	E-mail		
		TEL			
事務局		事務局所在地及び連絡先			
		〒	E-mail		
		TEL			
協議会を組成する場合 構成員となる個人及び団体	法人形態等	主な活動	所在地 (市区町村)	設立年	構成員数 (従業員数)

- 注1 事業主体(団体名)、所在地(都道府県・市町村)及び地区名は、ふりがなをつけてください。
 注2 法人形態等には、地域住民団体、農林漁家団体、NPO、株式会社、個人(農業従事)、農業協同組合、
 行政機関等の所属の別を記入してください。
 注3 構成員が個人の場合は、設立年、構成員数(従業員数)の記入は必要ありません。

2. 地区の概要

地区名		農業地域類型	
		地域指定	
(概要)			

- 注1 「農業地域類型」の欄には、都市的地域、平地農業地域、中間農業地域、山間農業地域のいずれかを記載してください。
 注2 「地域指定」の欄には、農業振興地域、市街化区域、生産緑地地区、市街化調整区域のいずれかを記載してください。
 注3 概要については、地区の位置、地勢、交通条件及び産業動向などを記載してください。

3. 事業の概要

事業の概要			
	現在 (A)	事業年度 (B)	目標年度 (C)
目標			
定量的指標数値			

注1 事業概要には、現状、課題、目標と施設等の整備との関連、事業の推進体制、事業の実施手法、事業費負担の見通し、事業効果の考え方、事業完了後の施設等の管理・運営体制等について具体的に記載してください。

注2 位置図、現状写真、計画平面図等を添付してください。

注3 事業目標年度は、事業完了の翌年度としてください。

4. 整備計画

事業実施主体 (管理主体)	事業内容	工種	事業量	受益 戸数	事業費	負担区分(千円)	
						交付金	交付金以外の財源 (自己負担額、借入金 名・金額)
合 計							
合 計							

注1 「事業内容」の欄には、実施要領別紙の施設名を記載してください。

注2 「工種」の欄には、実施要領別紙の事業内容を記載してください。

注3 事業量及び事業費の積算資料を添付してください。

注4 事業内容のフロー図又はポンチ絵を添付してください。

5. 利用計画

施設等名	事業実施主体 (管理主体)	農林漁家 等関係者 数	施設等の内容		設置 予定 年度	利用者数 (人)	総収入 (千円)	総支出 (千円)	
			規模						機能等
			箇所等	面積等					
○○ 施設									
△△ 農園									

注1 利用計画は、6次産業化関連推進施設又は市民農園等整備の場合に作成してください。

注2 「利用者数」の欄は、目標年度における利用者見込み計画の合計を記入してください。

注3 「総収入」及び「総支出」の欄は、目標年度における収支計画の合計を記入してください。

6. 費用対効果分析(例)

区分	算定	数値	備考
総事業費 ①		(千円)	
年総効果額 ②		(千円/年)	
(内訳)			
農林漁業生産効果			
生産向上等効果			
経費節減効果			
生活環境向上効果			
簡易給水施設に係る効果			
簡易排水施設に係る効果			
地域活性化効果			
コミュニティ活動促進効果			
地域資源加工効果			
地域農林漁業等波及効果			
公益的效果			
災害防止効果			
維持管理費等節減効果			
その他の効果			
総合耐用年数 ③		(年)	
還元率 ④			
妥当投資額 ⑤ = ② ÷ ④		(千円)	
廃用損失額 ⑥		(千円)	
投資効率 ⑦ = (⑤ - ⑥) ÷ ①			

(注) 「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領」(平成19年8月1日付19企第106号大臣官房長通知)等を参考に作成し、費用対効果算定基礎を添付してください。

7. その他事業内容及び事業実施主体の概要等参考資料

別紙様式第17号

番
年 月 号
日

地方農政局長等 殿

事業実施主体名
代表者名 印

平成〇〇年度食と地域の交流促進対策交付金の交流促進計画の承認(変更)申請について

食と地域の交流促進対策交付金実施要綱(平成23年4月1日付け22農振第2356号農林水産事務次官依命通知)第5の1の規定に基づき、関係書類を添えて承認(変更)申請します。

別紙様式第18号

番
年 月 日

農村振興局長 殿

地方農政局長等

平成〇〇年度食と地域の交流促進対策交付金の交流促進計画(変更)の報告について

食と地域の交流促進対策交付金実施要綱(平成23年4月1日付け22農振第2356号農林水産事務次官依命通知)第5の3の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

番 年 月 号 日

地方農政局長等 殿

事業実施主体名
代表者名

印

平成〇〇年度食と地域の交流促進対策交付金に係る工事の着手届

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号で交付決定のあったこの事業について、下記のとおり着手しますので届け出ます。

記

施設等名	
事業内容 (事業量、規模等)	
事業費(円)	
着手予定住所	
着手予定年月日	
完了予定年月日	
施行方法	
工事監理者	

(注) 工程表を添付してください。

番 年 月 号 日

地方農政局長等 殿

事業実施主体名 代表者名 印

平成〇〇年度食と地域の交流促進対策交付金に係る工事の竣工届

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号で交付決定のあったこの事業について、下記のとおり工事が完了しましたので届け出ます。

記

施設等名	
事業内容 (事業量、規模等)	
事業費(円)	
着手住所	
着手年月日	
完了年月日	
関係法令検査年月日	
〇〇法	

竣工検査年月日	
引き渡し年月日	
施行方法	
請負業者名	
工事監理者名	

番
年 月 号
日

地方農政局長等 殿

事業実施主体名
代表者名

印

平成〇〇年度食と地域の交流促進対策交付金交付決定前実施届

食と地域の交流促進対策交付金実施要領(平成23年4月1日付け22農振第2357号農林水産省農村振興局長通知)別記2の第1の4の(1)の規定に基づき、別記条件を了承の上、下記のとおり交付決定前に実施したいので、届出します。

- 1 事業メニュー
- 2 事業費
- 3 事業実施主体
- 4 着手予定年月日
- 5 完了予定年月日
- 6 交付決定前に実施する必要の理由

別記条件

- 1 交付金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとする。
- 2 交付金交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議ないこと。

別紙様式第22号

番 年 月 号 日

農村振興局長 殿

地方農政局長等

平成〇〇年度食と地域の交流促進対策交付金交付決定前実施届の提出について

食と地域の交流促進対策交付金実施要領(平成23年4月1日付け22農振第2357号農林水産省農村振興局長通知)別記2の第1の4の(2)の規定に基づき、関係書類を添えて提出します。

番 年 月 号 日

食と地域の交流促進対策交付金完了報告書

地方農政局長等 殿

事業実施主体名 代表者名 印

食と地域の交流促進対策交付金実施要綱(平成23年4月1日付け22農振第2356号農林水産事務次官依命通知)第7の規定に基づき、報告します。

実施地区名	計画期間	完了年度
	() 〇〇年度	() 〇〇年度

()は当初計画

1 施策実施概要

メニュー	事業実施主体	事業内容	事業費	交付金額	交付率
()	()	()	()	()	()

()は当初計画

2 施行位置図

【 完了報告書記入要領 】

- (1) 事業実施主体は、個々の固有名詞を記入してください。
- (2) 交付率はメニューごとに記入するものとし、数値は小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位まで記入してください。

別紙様式第24号

平成 年度 食と地域の交流促進対策交付金事業実施評価書

1 事業の概要

(1) 施設等整備の内容(実績)

事業実施主体名		地区名		事業実施年度	
事業費			交付額		
事業内容	工種	事業量	目標年度	目標値	

(注) 「目標年度」及び「目標値」の欄には、交流促進計画で設定した目標年度及び目標値を記載してください。

(2) 事業目的

--

(3) 取組状況とその効果

--

2 目標の達成状況

目標	計画時	目標値 (A)	実績値 (B)	達成率 (B/C)	備考
指標					

3 事業規模(団体全体の収入又は支出額)

--

4 所見

--

別紙様式第25号

番 年 月 号 日

地方農政局長等 殿

事業実施主体名
代表者名

印

平成〇〇年度食と地域の交流促進対策交付金の事業実施の評価の報告について

食と地域の交流促進対策交付金実施要綱(平成23年4月1日付け22農振第2356号農林水産事務次官依命通知)第8の1の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

別紙様式第26号

番
年 月 号
日

農村振興局長 殿

地方農政局長等

平成〇〇年度食と地域の交流促進対策交付金の事業実施の評価の報告について

食と地域の交流促進対策交付金実施要綱(平成23年4月1日付け22農振第2356号農林水産事務次官依命通知)第8の2の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

別紙様式第27号

平成 年度 食と地域の交流促進対策交付金事業実施評価書

1 事業の概要

(1) 施設等整備の内容(実績)

事業実施主体名		地区名		事業実施年度	
事業費			交付額		
事業内容	工種	事業量	目標年度	目標値	

(注) 「目標年度」及び「目標値」の欄には、交流促進計画で設定した目標年度及び目標値を記載してください。

(2) 事業目的

--

(3) 取組状況とその効果

--

2 目標の達成状況

目標	計画時	目標値 (A)	実績値 (B)	達成率 (B/C)	備考
指標					

3 事業規模(団体全体の収入又は支出額)

--

4 所見

--

別紙様式第28号

番 年 月 日 号

地方農政局長等 殿

食と地域の交流促進対策交付金評価委員会
代表者名

印

平成〇〇年度食と地域の交流促進対策交付金の事業実施の評価の報告について

食と地域の交流促進対策交付金実施要綱(平成23年4月1日付け22農振第2356号農林水産事務次官依命通知)第8の3の規定に基づき、関係書類を添えて提出します。